

館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信厚生常任委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成24年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案4件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第22号 長井市暴力団排除条例の設定について申し上げます。

本案は、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、山形県の暴力団排除条例が制定をされて昨年8月1日から施行されている。この条例は、長井市の条例案を包含した内容で、しかも罰則つきである。なぜ市町村で似たような条例を制定しなければならないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市町村が行う事務事業、市町村が管理する公の施設

の利用、青少年に対する教育等の措置の3点で県の条例では動きにくいところもあるため、市町村の条例が根拠として必要であると判断したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市の事務事業の中で特に心配されるのは、入札参加の関係である。暴力団または暴力団員等を入札に参加させないためにどのような対策を考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、暴力団や暴力団員等が関与する事務所の入札参加を未然に防ぐため、今後も警察署に情報の提供を働きかけていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、警察当局は事件性がないとなかなか対応してくれない。この条例が制定されれば、警察や市は暴力団からの不当要求行為から市民を守る体制をとっていけるのか。また、長井市内には暴力団や暴力団員等という人は存在していないということであるが、このような状況でこの条例を制定しても形骸化してしまうのではないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、今までは暴力団から市民を守る、あるいは暴力団を排除するという根拠となる条例がなかったが、この条例を制定することにより暴力団排除という明確な根拠ができる。この条例案は、これまで全国で制定されてきた条例を参考にしながらつくられており、これまでの経験を生かされたものである。この条例で対応することができるのではないかと考えている。また、すべての市町村で暴力団排除の条例を制定することによってどこも弱いところはなくなり、暴力団進出の抑止力になると思っっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、実際被害が出てからでないで警察などでは動いてくれないので、非常に大変な思いをした経験がある。そういう意味で、この条例が制定されることによって警察や市が前向きに暴力団排除に努める態度がはっきりすると思う。関係機関がしっかりと連携

をして市民が安心して生活できることがとても重要である。その安心を確保できることを願い、この条例の制定に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市印鑑条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に際し、福祉生活あんしん課長からは、今回の改正要旨については、介護保険事業の健全化を図るため、3年ごとに行われる介護保険事業計画の見直しに基づき必要な財源を確保する観点から改正を行うもので、基準額で介護保険料を7.57%引き上げるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、今回は市の基金をすべて取り崩して介護保険料の急激な上昇を抑制しているが、今後も介護給付費が伸びていくことが予測される中で、次の段階である第6期に向けてどのような対応をとるのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、介護予防事業に重点的に取り組むことにより、介護給付費の伸びを少しでも抑えていくということで第6期の介護保険料の上昇の幅を少なくしたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、介護予防事業によって介護給付費を抑えるというのは、理想であっても現実的にはかなり難しいと思う。そういうことを考えれば、今回、基金をすべて取り崩すとい

うのは戦略的に必ずしも正しくないと思うがどうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、今年度、国民健康保険税の大幅な引き上げを実施した関係から、介護保険料を極力抑えたいという考えもあり、基金を全部取り崩して充当するという判断をしたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第6期の保険料が急激に上昇する場合は、一般会計からの繰り入れという大きな判断が必要となるかもしれないがどうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、山形県内では一般会計からの繰り入れをしている自治体はない。第6期に向けた対策として、そういった研究も必要だとは考えているが、慎重に対応していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、確かに低所得者層には配慮し、基金の取り崩しなどで保険料引き上げの緩和を行っていることはよい施策だと思うが、結果的に7.57%の引き上げをして高齢者に負担をかけるということになるので、今回の改正には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、今、少子高齢化社会を迎えており、介護給付費が増嵩していくということは当然予想されることである。また、介護施設の整備、充実ということも考えれば介護保険料の引き上げはやむを得ないと思う。そうした中で、今回は基金を取り崩して保険料引き上げの抑制策をとっている。また、低所得者層に対する配慮もされている。しかしながら、第6期については非常に心配されるので、国や県に対する要請もしっかりとやって、温かい配慮を今後も継続していただくようお願いし、賛成の意見とするとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市すみれ学園設置条

+

例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく児童発達支援に改正されることに伴い、所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に際し、子育て支援課長からは、障がい児の支援を図るため、児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実を図るという内容であり、障がい種別で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行するという内容である。また、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業が創設されているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出の請願について申し上げます。

本請願は、すべての肝炎患者の救済を求める山形の会代表、鈴木忠一氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、我が国にはB型、C型肝炎の感染者、患者が350万人いると推定され、その大半は、血液製剤の投与、輸血、注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染が原因とされている。しかしながら、現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、すべてのB型、C型肝炎患者に対して国が感染被害を償い、一日も早く肝炎治療と生活を支える公的支援制度を確立することが求められている。よって、これらの患者を救済するため、政府及び関係機関が速やかに必要な措置を講ずるよう意見書を提出していただきたいというものです。

質疑に入り、委員からは、長井市には肝炎が多発している地域があるわけだが、実態はどう

なっているか。患者に対して具体的な法律による救済措置というのはいかに把握しているのかとの質疑がなされ、健康課長からは、当時、各戸に案内して肝機能検査を実施している。C型については非常に高い数値が出ていたようである。その当時は、現在のようにC型やB型の肝炎の法律が整備されていない時代なので、通常の医療行為の中での対応であり、現在のような救済措置というレベルではなかったと承知しているとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、国がきちんと責任を持ち、患者に対しては、しかるべき補償とこれからの生活を保障することが最低の部分だと理解している。すべての肝炎患者に対し、救済措置が該当するように法の範囲を広げていくことなどを含めて対応が必要だと思う。この請願については採択をして意見書を提出すべきであるとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきまので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第22号 長井市暴力団排除条例の設定について、及び日程第14、議案第25号 長井市印鑑条例等の一部を改正する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第13、議案第22号 長井市暴力団

排除条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第25号 長井市印鑑条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第30号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江です。議案第30号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を申し上げます。

この条例は、3年ごとに行われる介護保険事業の見直しに基づき条例の改定を行うものであります。その中で、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の引き上げが提案されました。この介護保険料は、県財政安定化基金交付金や市の介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制に充てるとなっています。しかし、この基金を充てましても引き上げ率は7.57%、基準額は年額5万5,400円となります。

保険料は、第3段階の中で1,200円下がる方

もおり、所得の低い方への配慮も見られますが、第1号被保険者の81%、6,865人の保険料が年3,000円から9,700円引き上げられます。介護料増額の財源をこれ以上保険料の増額に求めるのではなく、今回の引き上げは一般会計で補うべきだと思います。市は、高齢者が安心して暮らせるように介護制度の向上に力を尽くすべきですが、高齢者の方々にこれ以上保険料の負担をかけてはなりません。

よって、長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、反対をいたします。以上です。

○蒲生光男議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第30号について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第31号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第17、請願第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出の請願の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第16、議案第31号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

+

次に、日程第17、請願第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出の請願の1件について、厚生委員長報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助産業・建設常任委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 平成24年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月15日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

なお、審査に先立ち、付託案件関係箇所の現地踏査を行い、担当課の説明を受けたところであります。

それでは、議案第18号 指定管理者の指定について及び議案第19号 指定管理者の指定についての2件について申し上げます。

本議案2件は、長井市多目的研修センター及び長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理について、伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決

を求めるため提案されたものであります。

なお、本議案2件については、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

審査に当たり、農林課長からは、議案第18号は、長井市多目的研修センターの管理について、長井市上伊佐沢7312番地、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会会長、大沼亘氏を指定管理者にいたすもので、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であること、また、指定管理者の選定に当たっては、伊佐沢コミュニティ施設とともに生涯学習施設として一体管理を行うため非公募としたこと、また、議案第19号は、長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理について同団体を指定管理者に指定するもので、同団体はコミュニティ施設を開設当初から伊佐沢地区公民館として利活用していることから、非公募としたとの説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第18号及び議案第19号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、農道として管理してきた62路線、公衆用道路として供用管理してきた4路線並びに民間の宅地開発により築造され、長井市に帰属された1路線の計67路線を市道として認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、本議案の背景として、平成9年当時の農林水産省の通達により農道整備で築造された農道を市道等に変更できない状況が続いたが、行政刷新会議において一般道とともに自治体の判断にゆだねるべきではないかとの考え方が示され、管理のあり方が転換されている。本市においても、今年度、航空測量により路線状況を把握した上で、市道として認定しても支障がないと判断し、より効率的な一体管理を行うため上程したとの説明を